



決 定 書

異議申出人

千葉県四街道市千代田4丁目27番9号

阿部 治夫

異議申出人が令和2年3月4日付けで提起した令和2年2月23日執行の四街道市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、四街道市選挙管理委員会（以下「本委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

異議申出の趣旨及び理由の要旨

1 異議申出の趣旨

異議申出人（以下「申出人」という。）は、令和2年2月23日執行の本件選挙における当選人保坂康平（以下「本件当選人」という。）の当選を無効であるとの決定を求めるといものである。

2 異議申出の理由

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）の規定では、市町村議会議員選挙の被選挙権の要件の前提となる当該選挙の選挙権の要件として、「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」と規定しているが、当選人は、選挙期日前3箇月の市内での生活実態、居住期間を満たしていないことから、本件選挙の被選挙権を有せず、よって当選人とはなり得ない。

争 点

市町村の議会の議員の被選挙権は、当該議員の選挙権を有する者で年齢満25年以上のものが有するとされ（法第10条第1項第5号）、市町村の議会の議員

の選挙権は、日本国民たる年齢満 18 年以上の者で引き続き 3 箇月以上市町村の区域内に住所を有する者が有するとされる。(法第 9 条第 2 項)

したがって、本件異議申出の争点は、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件である「引き続き 3 箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」、すなわち本件選挙の期日までの間、引き続き 3 箇月以上四街道市に住所を有していたかどうか、という点にある。

決定の理由

当委員会では、この異議申出についてその要件を審理した結果、適法な異議申出であると認めたので、これを受理し、審理にあたっては、申出人をはじめとする関係者に証拠書類等の提出を求め、関係者からの聞き取りを行った。

また、本件当選人に対しては、法第 216 条第 1 項が準用する行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 13 条第 2 項の規定により本件異議申出への参加を求めるとともに、意見書及び証拠書類等の提出を求めた。さらに本件当選人に対しては参加人としての質問を行うことでその主張を明らかにする等、慎重に審理した。

1 住所認定についての解釈

(1) 住所とは

①そもそも被選挙権の要件を判定する際の住所とは何を指すか。被選挙権の要件である住所と選挙権の要件である住所とは同一であるから、選挙権の要件である住所が何を指すかが問題となる。

②選挙権の要件である住所とは、民法第 22 条(明治 29 年法律第 89 号)に規定する「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と同義であると解される。法及び地方自治法が住所を選挙権の要件としているのは、一定期間、一の地方公共団体の区域内に住所を持つ者に対し当該地方公共団体の政治に参加する権利を与えるためであって、その趣旨から考えても、選挙権の要件としての住所は、「その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべき」ものとされる。

③この点、住所とはその者の私生活の本拠、事業生活の本拠その他の生活

の本拠であるといえる場所に複数持つことができるとの主張も成り立ちうるが、これについては「一人で二ヶ所に住所を有することができるものと解すれば同一人が二ヶ市町村で選挙権を行使し、或は同一市町村で二つの選挙権を行使しうる結果となり、投票権の二重行使の防止の見地から選挙に関しての住所は一人につき一ヶ所に限定されるものと解すべき」であるから、少なくとも選挙権の要件としての住所は一人につき一ヶ所とされる。

④したがって、選挙権の要件たる住所とは、「その人の生活にもっとも関係の深い一般的な生活、全生活の中心である特定の場所」を指すことになる。

(2) 住所認定の基準

①このような選挙権の要件たる住所は、いかなる基準で認定されるか。法には、選挙権の要件たる住所認定をいかなる基準で行なうかの規定がないことから問題となる。

②そもそも住所を認定する基準としては、一定の地を生活の本拠とする意志と、その地に常住する事実を標準として認定するべきとされており当該人が当該場所に住所を置く意思を有しているとの主観性と当該場所が客観的にみて当該人の生活の本拠たる実態を備えているとの客観性に着目するものとの2種類の基準が考えられる。

③この点選挙権の要件たる住所は、特定人と特定の場所との結合関係を前提に、当該人に対し選挙権を付与する等の一定の法律効果を付与するものであるからその結合関係の有無は、客観的な事実により判断することが必要であり当該人の主観性はその判断のための一つの資料として考慮すべきものとして取り扱うべきである。

(3) 客観的に生活の本拠たる実態を備えているかの判断基準

①このように選挙権の要件たる住所は、生活の本拠たる実態を客観的に備えているか否かにより判断されることになるが、これは特段の事情がない限り、当該者が当該地において現に起臥していたか否かによって判断することになる。

②この場合において、当該者が当該地において現に起臥していたか否かを客観的に証明することは困難であるため、主に光熱水等の使用状況、家族の状況、近隣・勤務先等との関係、関係者の主張等をもとに、当該者が当

該地において現に起臥していたことを推認することとなる。

③以上の観点から、本件当選人が、令和元年11月23日以前から令和元年11月30日までの間は、四街道市美しが丘1丁目3番5-504号に、令和元年12月1日から令和2年2月23日までの間は、四街道市さちが丘1丁目21番12号において現に起臥していたかどうかについて判断する。

2 当委員会が認定した事実等

当委員会が職権で収集した証拠書類等及び本件当選人が提出した証拠書類等からは、次の事実が認められる。

①本件当選人は、令和元年11月6日に千葉市緑区誉田町1丁目956番地2アメージングエステート105号（以下「前住所地1」という。）から四街道市四街道1丁目7番11-203号イプシロンビルへ単身で転入した。

②本件当選人は、令和元年11月21日に四街道市美しが丘1丁目3番5-504号ヴェルデ四街道（以下「前住所地2」という。）に単身で転居した。

③本件当選人は、令和元年12月1日に四街道市さちが丘1丁目21番12号（以下「現住所地」という。）に単身で転居した。

④本件当選人に関する前住所地2及び現住所地の居住家屋の状況は、次のとおりである。

ア 前住所地2の家屋について

前住所地2の家屋は、3LDKの専有面積80.89㎡の月額86,000円の賃貸集合住宅である。

契約者は、本件当選人を秘書としていた千葉県議会議員（以下「同居人という。）であり、契約日は、令和元年10月21日、契約期間は令和元年11月15日から令和3年11月14日までの2年間となっている。

イ 現住所地の家屋について

現住所地の家屋は、4LDKの専有面積127.31㎡の月額100,000円の戸建て賃貸住宅である。

契約者は、本件当選人であり、契約日は、令和元年11月26日、契約期間は、令和元年12月1日から令和3年11月30日までの2年間

となっている。

⑤本件当選人に関する前住所地2及び現住所地における電気及び水道並びにガスの使用状況は次のとおりである。

ア 前住所地2における電気の使用状況

使用者（契約者）は、本件当選人でなく同居人。

月別	使用期間	使用量	使用料
令和元年11月分	令和元年11月22日～12月1日	35 kWh	1,329円

イ 現住所地における電気の使用状況

使用者（契約者）は、本件当選人であり、使用状況は次の表のとおりである。

月別	使用期間	使用量	使用料
令和元年11月分	令和元年12月1日～12月3日	9 kWh	305円
令和元年12月分	令和元年12月4日～ 令和2年1月5日	144 kWh	4,292円
令和2年1月分	令和2年1月6日～2月2日	108 kWh	3,373円
令和2年2月分	令和2年2月3日～3月2日	179 kWh	5,238円

ウ 前住所地2における上水道の使用状況

使用者（契約者）は、本件当選人でなく同居人。

月別	使用期間	使用量	使用料
令和元年12月	令和元年11月20日～12月5日	1 m ³	1,894円

エ 現住所地における上水道の使用状況

令和2年3月12日に本件当選人が令和元年12月より使用をしている旨を申出。1月検針時（使用量 4 m³）は、使用者不明であったため、3月検針時（使用量 11 m³）に合算されている。

月別	使用期間	使用量	使用料
令和2年3月分	令和2年1月6日～3月4日	15 m ³	4,215円

オ 前住所地2における都市ガスの使用状況

使用者（契約者）は、本件当選人でなく同居人。

月別	使用期間	使用量	使用料
令和元年11月分	令和2年11月22日～12月18日	6 m ³	1,410円

カ 現住所地における都市ガスの使用状況

使用者（契約者）は、本件当選人であり、使用状況は次の表のとおりである。

月別	使用期間	使用量	使用料
令和元年12月分	令和元年12月1日～12月18日	5 m ³	1,066円
令和2年1月分	令和元年12月19日～ 令和2年1月21日	10 m ³	1,987円
令和2年2月分	令和2年1月22日～2月18日	15 m ³	2,617円

⑥本件当選人の配偶者（以下「妻」という。）及び子どもについては、妻の勤務先の借上社宅の賃貸集合住宅である前住所地1に平成30年5月1日から妻と子ども2人で引き続き居住している。

3 本件当選人が提出した意見書及び証拠書類等による本件当選人の主張は、次のとおりである。

(1) 現住所地への居住の経緯

①本件当選人は、令和元年10月に本件選挙に立候補することを決意し、社会保険労務士法人（以下「勤務先」という。）を令和元年12月から退職し、本格的に選挙準備を始めた。

②本件当選人は、地方議会の議員の被選挙権に関する法第9条及び第10条の規定を承知していたため、令和元年11月1日に不動産会社に四街道市さちが丘での転居先物件の斡旋を依頼した。

なお、妻の育児休業と子どもの保育園への入園等の状況を考え、当面は単身での生活を決意した。

③本件当選人は、転居先物件が決まるまで同居人の了承を得て令和元年11

月3日に同居に関する覚書を交わし、11月6日に前住所地1から四街道市への転入と同時に四街道市四街道1-7-11-203号で同居を開始した。

④本件当選人は、令和元年11月21日の同居人の転居に伴い、前住所地2へ転居した。本件当選人の荷物は、寝具と衣類のみであったことから同居人の引越に合わせて荷物の運搬と搬入を同居人へ依頼した。

また同居人は妻子が千葉市に居住していることや本件当選人との同居に気を遣い、居住期間中は、千葉市において宿泊することが多かった。

本件当選人は、転居に合わせて郵便局への転送届を依頼し、前住所地2の集合ポストの同居人の氏名表示の下に同居人の表示スペースより小さく本件当選人の氏名を表示した。

⑤本件当選人は、前住所地2から令和元年12月1日に現住所地である四街道市さちが丘1丁目21番12号へ本件当選人の妻所有の自家用車に衣類及び寝具等を積込み転居した。生活実態としては、食事は外食か弁当で洗濯は市内大日及び栗山のコインランドリーを利用していたが、12月下旬に洗濯機及び冷蔵庫をインターネットで購入後は、現住所地において洗濯及び軽食の調理を行っていた。

なお、洗濯物は室内干しのためベランダや建物外には干していない。

また、生活のサイクルとしては、6時30分から駅立ち、その後電話かけや挨拶周り、夜は同居人の事務所を借りての事務仕事を行い帰宅は深夜となる日が多かった。

12月上旬にさちが丘自治会役員宅及び近隣住民へ挨拶を行い、選挙運動により近所へ迷惑をかけるとの懸念から令和2年2月に再度近隣住民に挨拶を行った。

(2) 住所地にて宿泊していること

①本件当選人は、所有の手帳及びSNSの履歴により前住所地2においては、6回、現住所地においては、12月は26回、1月は30回、2月は22回宿泊した。

(3) 水道の利用状況について

①前所地2においては、現住所地に転居するまでの間の住居であったことや平日は会社での勤務があったこと、食事は外食か弁当で、洗濯は市

内大日のコインランドリーを使用しており、使用水量が少量であった。

②現住所地においては、水道の開栓通知を失念していたが、令和元年12月1日より使用している旨を令和2年3月12日に連絡した。昼間は選挙準備のため朝から夜まで活動しており帰宅が深夜になることが多く、食事は外食か弁当で、洗濯は市内大日及び栗山のコインランドリーを使用していた。12月下旬には、冷蔵庫と洗濯機を購入したため、自宅で軽食の調理と洗濯を行うようになった。

(4) 電気の利用状況について

①前住所地2においては、平日は会社での勤務があり帰宅後は、シャワーを浴びて就寝していたことや自炊をせずに洗濯は市内大日のコインランドリーを使用していたことから電気使用量も少なかった。

②現住所地においては、選挙準備のため早朝から夜まで活動しており帰宅が深夜になることが多かったため、電気の使用量が少なかったが、12月下旬には、冷蔵庫と洗濯機を購入したことや自宅が後援会事務所と兼ねていたことから1月より後援会による政治活動が活発になり使用量が増加した。

(5) ガスの利用状況について

①前住所地2においては、シャワーのみの利用が主であり、自炊をしないことから使用量が少なかった。

②現住所地においては、選挙準備のため早朝から夜まで活動しており帰宅が深夜になることが多く、入浴についてはシャワーを利用し自炊も軽食であることから使用量が少なかった。

4 当委員会の判断

以上の事実等を踏まえて、本件当選人が令和元年11月23日以前から同年11月30日までの間は前住所地2に、令和元年12月1日から令和2年2月23日までの間は現住所地において現に起臥していたかについて判断する。

(1) 一般に人が客観的に生活の本拠といえる場所で現に起臥するためには、そもそも当該場所で日常生活を営むに足る必要最低限の行為を行うことができないければならず、この必要最低限の行為には、睡眠、食事、洗濯、風呂といったものが含まれる。そのため、これらの行為を行うためには、当該場所におい

て水道及び電気、又場合によってはガス等の利用を行うことが当然想定される
ところである。これらを使用することなくして当該場所において現に起臥して
いたと認定するためには、これらを使用しなくても日常生活を営むことができ
たという特別な事情が存在する必要がある。

そこで本件当選人について前住所地 2 及び現住所地について順次検討する。

① 上水道について

前住所地 2 において、本件当選人は、令和元年 11 月 21 日から同年 11 月
30 日までの間、同居人と 2 名で生活をしており、令和元年 11 月 20 日から同
年 12 月 5 日までの使用水量は 1 m³となっている。

東京都水道局の平成 30 年度生活用水実態調査による世帯人員 2 人あたりの
1 か月平均使用水量である 15.9 m³との比較において使用量が非常に少ない。
本件当選人の同居人が宿泊することが少なかったとの主張をもとに、同調査
の世帯人員 1 人あたりの 1 か月平均使用水量 8.2 m³と比較しても非常に少な
いと認められる。

本件当選人の主張によれば、この期間は、会社に勤めていたことから自炊
や洗濯を行わずシャワーとトイレ 1 回程度の使用とされていることから、使
用水量が少ないこともそれほど不自然ではないと認められる。

現住所地において、本件当選人は、令和元年 12 月 1 日からは単身で生活
をしており、令和元年 12 月 1 日から令和 2 年 3 月 4 日までの使用水量は、15
m³となっている。この使用水量から 1 か月あたり平均は、5 m³となり東京都
水道局の平成 30 年度生活用水実態調査による世帯人員 1 人あたりの 1 か月平
均使用水量 8.2 m³と比較して少ないと認められる。

本件当選人の主張によれば、12 月下旬に冷蔵庫及び洗濯機を購入し、軽食
の調理や洗濯を始めたことから使用水量の増加が見込まれるが、水道の使用
頻度は大きく変わらないことから使用量が少ないことは不自然ではないと認
められる。

以上のことから判断すると、本件当選人の主張には、疑問が残るものであ
るが論理的には可能といえることから日常生活はできたものと認められる。

② 電気について

前住所地 2 において、本件当選人は、令和元年 11 月 21 日から同年 11 月
30 日までの間、同居人と 2 名で生活をしており、令和元年 11 月 22 日から同

年12月1日までの使用電気量は35kWhとなっている。

東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると集合住宅における60歳以上の居住者なしの2人世帯の1か月の平均電気使用量は、249kWhとなっている。本件当選人の同居人が宿泊することが少なかったとの主張をもとに同調査の1人世帯あたりの1か月の平均使用電気量172kWhと比較しても使用量が非常に少ないと認められる。

本件当選人の主張によると、この期間は、勤務後及び休日には、現住所地と異なる場所にて政治活動準備等を行い、帰宅後はシャワーを浴びて就寝していたということから電気使用量が少ないことはそれほど不自然ではないと認められる。

現住所地において、本件当選人は、令和元年12月1日からは単身で生活をしており、令和元年12月1日から令和2年3月2日までの電気使用量は、440kWhとなっている。この電気使用量は、1か月あたり147kWhとなり東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査の60歳以上の居住者なしの戸建住宅1人世帯人員1人あたりの1か月の平均電気使用量208kWhと比較すると使用量が少ないと認められる。

本件当選人の主張によると、12月下旬に冷蔵庫及び洗濯機を購入し軽食の調理や洗濯を始めたが、使用頻度が少なかったことや家屋の1階部分の一部のみを使用し帰宅が深夜になることが多かったことから、1か月の平均使用量が少ないことは不自然ではないと認められる。

以上のことから判断すると、本件当選人の主張はやや疑問もあるが論理的には可能といえることから日常生活はできたものと認められる。

③ガスについて

前住所地2において、本件当選人は、令和元年11月21日から同年11月30日までの間、同居人と2名で生活をしており、令和元年11月22日から同年12月18日までのガス使用量は6㎡となっている。

東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると集合住宅の60歳以上居住者なしの2人世帯の1か月の平均ガス使用量は、30㎡となっている。本件当選人の同居人が宿泊することが少なかったとの主張をもとに同調査の1人世帯あたりの1か月平均ガス使用量16㎡と比較しても非常に使用量が少ないと認められる。

本件当選人の主張によれば、この期間は、会社に勤めており自炊や洗濯を行わずシャワーのみ使用していたことからガス使用量が少ないことはそれほど不自然ではないと認められる。

現住所地において、本件当選人は、令和元年12月1日からは単身で生活をしており、令和元年12月1日から令和2年2月18日までのガス使用量は、30 m³となっている。このガス使用量の1か月あたりの平均は、10 m³となり東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査の60歳以上居住者なしの戸建住宅1人世帯あたりの1か月の平均ガス使用量19 m³と比較すると少ないと認められる。

本件当選人の主張によれば、12月下旬に冷蔵庫を購入し、軽食の調理を始めたとされていることからガスの使用は、ガスコンロの使用とガス給湯器を利用したシャワーが中心であったことからガス使用量が少ないことは不自然ではないと認められる。

以上のことから判断すると、本件当選人の主張はやや疑問もあるが論理的には可能といえることから日常生活はできたものと認められる。

(2) 次に本件当選人が前住所地2及び現住所地において起臥することができる状況であったとして、実際に本件当選人が前住所地2及び現住所地において起臥していたのか。

本件当選人の前住所地2及び現住所地における生活状況について検討する。

① 前住所地2及び現住所地における宿泊の頻度について

本件当選人は、令和元年11月については、23日以降6回前住所地2に宿泊していたこと、12月については、26回、1月については、30回、2月については、22回現住所地に宿泊していたと主張している。

そうすると本件当選人は、基本的に令和元年11月23日以降は前住所地2及び現住所地において宿泊していたと認めることができる。

② 前住所地2及び現住所地への荷物の搬入状況について

同居人は、令和元年11月21日に所有する自家用車で自分の荷物と一緒に、本件当選人の衣類及び寝具を前住所地2へ搬入した旨陳述しているがこれについては特に裏付ける証拠等もこの陳述を否定するに足る証拠もない。

本件当選人は、令和元年12月1日に妻の所有する自家用車で衣類及び寝

具並びにタンス等を現住所地に搬入した旨陳述しているがこれについては特に裏付ける証拠等もこの陳述を否定するに足る証拠もない。

なお、12月下旬に生活家電である冷蔵庫と洗濯機を購入している。

③自治会への加入状況について

本件当選人は、前住所地2においては、居住期間が短期となることや同居人であることから自治会に加入していない。

現住所地においては、令和2年3月に自治会加入願を提出している。

④郵便局への届出について

本件当選人は、前住所地2においては、転送届を提出しており集合ポストの同居人の下部に氏名を掲示していたとの陳述があり、陳述を裏付ける証拠として審理関係人調査会立会人より令和元年11月28日撮影の集合ポストの写真が証拠として提出されている。

現住所地においては、前住所地2に引き続き同居人が居住しており人と顔を合わせる機会が多く郵便物を受け取ることが可能との判断により転送届を提出していないとの陳述があった。

なお、本件当選人は、令和2年2月下旬から3月初旬までに表札を掲示していたと主張しているが、住民基本台帳調査において令和2年3月4日の上下水道の検針日において所有者不明との記載があることから、少なくとも表札の掲示は3月4日以降と推定される。

⑤運転免許証等の届出について

本件当選人は、令和元年11月26日に前住所地2への住所変更を行い、令和元年12月20日に現住所地への住所変更を行っているとの陳述と共に、運転免許証の写しが証拠として提出された。

またマイナンバーカードについても同様の住所変更を行っているとの陳述がされた。

以上のことを勘案すると本件当選人は、前住所地2において令和元年11月23日以前より、また現住所地においては、同年12月1日より生活の本拠があったと判断せざるをえず、本件当選人は令和2年2月23日までの間、引き続き四街道市の区域において実際に起臥していたことになる。

(3) 次に申出人の主張について判断する。

①申出理由(1)について

「本件当選人の後援会の所在地と本件当選人の住所が同一であり令和元年11月6日に四街道市四街道1-7-11 イプシロンビル（以下「前住所地3」という。）、11月21日に前住所地2、12月1日から現住所地に移動しており、12月1日以前には、同居人と起臥を共にしていた」との申出人の主張について判断する。

申出人の主張に関しては、証拠書類1による政治団体の異動届出一覧及び証拠書類2により後援会事務所及び本件当選人の住所と移動日を特定するものである。審理の対象となる期間（以下「審理対象期間」という。）については、令和元年11月23日から令和2年2月23日となることから「令和元年11月23日から前住所地2を12月1日から現住所地が本件当選人の住所である。」との主張の限りにおいて採用する。

なお、「12月1日以前には同居人と起臥を共にしていた」という主張は本件当選人が前住所地2において現に起臥していたかの判断とどのような関係にあるかの主張が申出人からなされていないことから本件異議申出の審理に関係がないため申出人の主張は採用できない。

②申出理由（2）について

「本件当選人が前住所地3に住所を有していないこと」との申出について判断する。

申出人の主張に関しては、証拠書類3としてイプシロンビルの居住者の出入りについて、また証拠書類4としてイプシロンビルの間取図が提出されているが前住所地3での居住実態の有無については、審理対象期間外となることから申出人の主張は採用できない。

③申出理由（3）について

「本件当選人が前住所地2に住所を有していないこと」との申出について判断する。

申出人は、証拠書類5として前住所地2の集合ポストの表札の写真に「田沼隆志」の表記だけで、本件当選人及び当選人の後援会の表示がないと主張している。現在のヴェルデ四街道には本件当選人が居住していないことから、証拠として採用するために本委員会から申出人に撮影年月日について確認を行ったところ、令和元年11月末に申出人宅のポストに投函されていたものであり撮影者及び撮影年月日が不明であるとの申出があった。

一方、審理関係人調査会で本件当選人により集合ポストに氏名を掲示していたという陳述に合せて、同居人が令和元年11月28日に撮影した集合ポストの写真が提出されていることから申出人の主張は採用できない。

また証拠書類6として前住所地2の間取図を示し、本件当選人家族と同居人家族の同居は、物理的に不可能との主張であるが、本件当選人と同居人家族の同居がされているとの前提で成立するものであり、本件当選人と同居人がそれぞれ単身で同居していた場合については、生活実態がないという申出人からの主張がされていない。

本件当選人の陳述や光熱水費の使用状況並びに住民票における世帯状況から前住所地2においては本件当選人及び同居人ともに単身世帯による同居であったとされることから申出人の主張は採用できない。

④申出理由(4)について

「本件当選人が現住所地に住所を有していないこと」との申出について判断する。

申出人の主張に関しては、証拠書類7により証言者が令和元年11月に本件当選人の現住所地を訪ねたところ、表札がなく雨戸が閉められており人が居住している気配がなく長期間にわたり空き家状態であると近隣住民から聞き取りをしている。

また12月以降も現住所地を確認したところ雨戸は閉められて洗濯物も干されておらず、夜間において時々照明がついていたことや本件当選人の妻や子どもの姿を全く見ることがなかったとも証言している。

本件当選人の陳述によると、現住所地へ単身で引越をしたのは、令和元年12月1日であることから証言者が11月に現住所地を訪れたときには、本件当選人は、前住所地2に居住しており証言者の居住実態がないという申出と一致している。

証言者は、令和元年11月以降申出日まで居住していた事実がない旨の証言をしているが、証言者の令和元年12月までの詳細な観察結果についての記載に比べて、令和2年1月以降においては居住実態についての記載がなく自治会の加入についての記載が見られるだけである。

本件当選人は、現住所地においても引き続き単身で生活しており、その実態は、早朝から駅立ちを行い選挙準備等で帰宅がほとんど深夜になってい

たこと、洗濯物は部屋干しであったとのことから現住所地での滞在時間が少なかったと陳述している。このことは、証言者の洗濯物が干されていないことや夜間において時々照明が点いていたとの証言は概ね一致していると認められる。

また証言者より本件当選人の家族を見かけることが全くなかったと記載されているが家族同居は住所の認定にあたり考慮される事実であると考えられる。この件に関して、本件当選人の陳述から妻の育児休業と前住所地1での子どもの保育園への入所決定により家族での同居が困難であるとの明確な理由が示されており、家族との同居でないとの理由をもって居住実態がないとは判断することはできない。

転居後の自治会役員への挨拶については、申出に記載された時期と本件当選人の陳述から12月上旬で一致しているが自治会への加入の有無をもって居住実態を判断することはできない。

申出人の主張では、前住所地2及び現住所地において本件当選人の生活の本拠がなかったとしたらその本拠はどこにあったのかという主張がされていないことや本件当選人の前住所地2及び現住所地に生活の本拠があったという主張を覆すほどの証拠書類の提出や主張が確認できず、本件当選人の主張等においても不自然な点が散見されたが、本委員会としては、当選人が「本件選挙期日までの間、引き続き3箇月以上本市に住所を有していた」ということができるものと判断するものである。

5 結論

したがって本件選挙における本件当選人の当選を無効とするとの決定を求める申出人の主張には理由が認められず、法第216条第1項が準用する行政不服審査法第45条の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和2年5月8日

四街道市選挙管理委員会委員長 畑 敬



教 示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に、文書で千葉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。